

# 国内上場株式等の配当金にかかる税金を減らせる？ ～「所得税」と「住民税」の異なる申告手続きについて～

SMBC日興証券株式会社

- (注1) 発行済株式総数の3%以上を保有する個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金、非上場株式等の配当金及び公社債等の利子等についての課税は、本資料でご説明するものとは異なります。**
- (注2) 本資料は、作成日時点での情報に基づいて作成しております。実際の手続き等の詳細については、各自治体でご確認ください。**

(作成日:2017年7月)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

平成29年度税制改正で「上場株式等に係る配当等」について「所得税」と「住民税」で異なる課税方式を選択することが可能であると明確化されました。

このことにより、課税所得900万円以下の場合、所得税は「総合課税」、住民税は「申告不要」を選択することで、納税額を抑えることが可能となりました。

ただし、「所得税」と「住民税」で異なる課税方式を選択する場合、所得税の確定申告書と住民税の申告書の両方の提出が必要となります。

(注) 配偶者控除・扶養控除等の対象となっている方、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を払っている方、世帯主加入の健康保険の被扶養者になっている方、障害基礎年金受給者の方などは、本書で説明する内容と異なる取扱いとなる可能性がありますので、ご注意ください。



# 国内上場株式等の配当等に係る課税方式の組み合わせパターン

- ☑ 平成29年度税制改正で「所得税」と「住民税」で異なる課税方式を選択することが可能であると明確化されました。
- ☑ このことにより、課税方式の組み合わせは、9パターン存在することになりますが、「所得税」と「住民税」で異なる課税方式を選択することについて検討した方が良いと思われる組み合わせは、下記の2パターンだと考えられます。

所得税	住民税	申告手続き	異なる課税方式を検討する価値の有無
総合課税	総合課税	「所得税」の申告書のみ提出	—
	申告分離課税	「所得税」「住民税」それぞれの申告書を提出	無
	申告不要制度	<b>「所得税」「住民税」それぞれの申告書※を提出</b> ※住民税については配当所得以外の所得のみ申告	<b>有</b> (P3参照)
申告分離課税	総合課税	「所得税」「住民税」それぞれの申告書を提出	無
	申告分離課税	「所得税」の申告書のみ提出	—
	申告不要制度	<b>「所得税」「住民税」それぞれの申告書※を提出</b> ※住民税については配当所得以外の所得のみ申告	<b>有★</b>
申告不要	総合課税	「住民税」の申告書のみ提出	無
	申告分離課税	「住民税」の申告書のみ提出	無
	申告不要	「申告不要」	—

★ 国民健康保険料は、住民税の申告所得等を元に計算されます。上場株式等の譲渡(償還)益、利子・配当等について、所得税は「申告分離課税」、住民税は「申告不要制度」を選択することで、住民税の申告所得額の増加を抑え、国民健康保険料への影響を回避することができます。

(注) 上場株式等の配当等について、譲渡損失・繰越損失がある場合は、「所得税」「住民税」ともに申告分離課税、他の総合課税(事業所得、不動産所得、譲渡所得)または山林所得の損失がある場合は、「所得税」「住民税」ともに総合課税を選択した方が、税額を減らせる場合があります。

# 国内上場株式等の配当等に係る税率比較

- ☑ 課税所得900万円以下の場合、所得税は「総合課税」、住民税は「申告不要制度」を選択すると納税額が最も少なくて済みます。
- ☑ 「所得税」と「住民税」で異なる課税方式を選択する場合、所得税の確定申告書とは別に「住民税の申告書の提出※が必要」となります。

※ 配当所得について申告不要制度を適用するための「配当所得を記載しない住民税申告書」の提出が必要になります。

課税所得	「所得税」「住民税」両方とも申告不要			「所得税」「住民税」両方とも総合課税						「所得税」は総合課税 「住民税」は申告不要		
	所得税	住民税	合計(%)	所得税			住民税			正味税率(%)	住民税	正味税率(%)
	源泉徴収税率(%)	源泉徴収税率(%)	所得税・住民税源泉徴収税率	税率(%)	配当控除率(%)	正味税率(A)(%)	税率(%)	配当控除率(%)	正味税率(B)(%)	(A)+(B)に復興特別所得税を上乗せ	源泉徴収税率(%)	(A)に復興特別所得税を上乗せ + 住民税源泉徴収税率
195万円以下				5	10	0★	10	2.8	7.2	7.2★		5.0★
330万円以下				10	10	0	10	2.8	7.2	7.2		5
695万円以下				20	10	10	10	2.8	7.2	17.41		15.21
900万円以下	15.315	5	20.315	23	10	13	10	2.8	7.2	20.473	5	18.273
1000万円以下				33	10	23	10	2.8	7.2	30.683		28.483
⋮										⋮		⋮
4000万円超				45	5	40	10	1.4	8.6	49.44		45.84

★ 配当所得に係る税額から控除しきれない配当控除額があるため、他の所得に係る税額から控除されます。

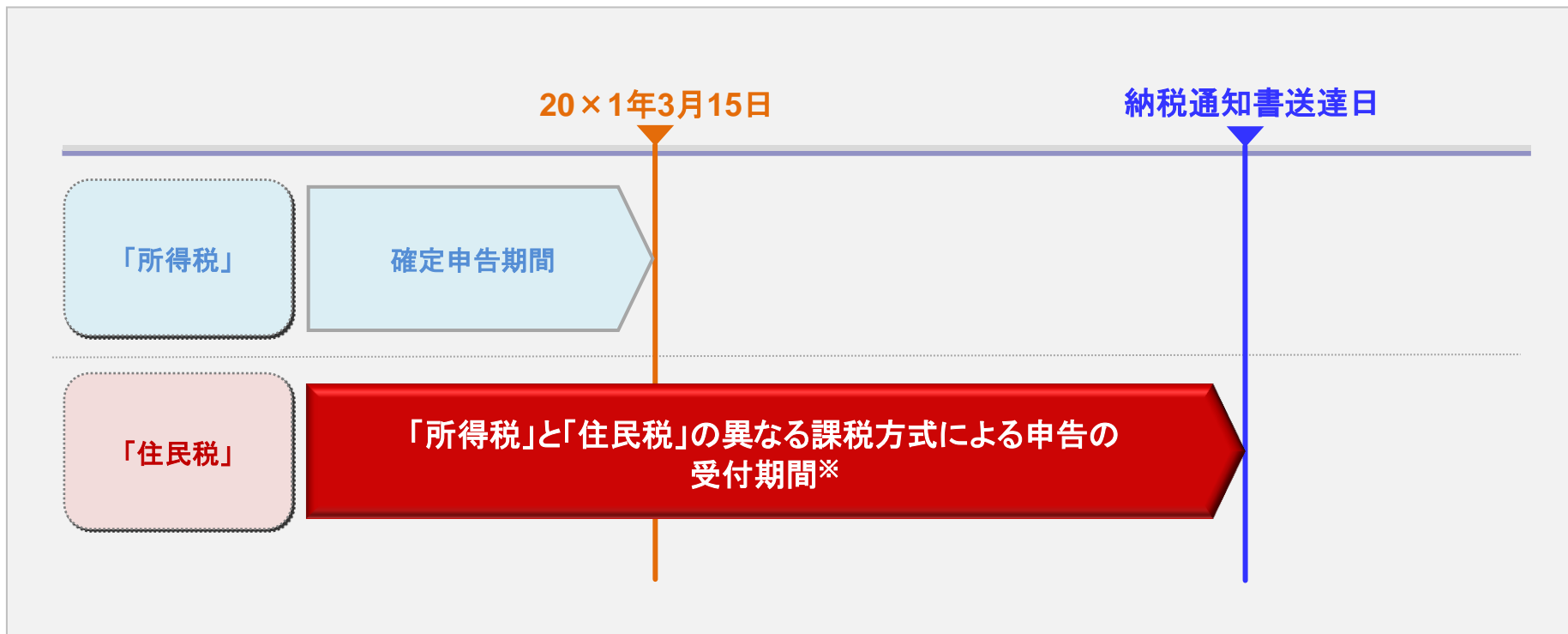
上記「両方とも総合課税」の表の見方

$$\left[ \begin{matrix} (A) \\ \text{所得税率} \\ \text{(累進課税)} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{配当} \\ \text{控除率} \end{matrix} \right] + \left[ \begin{matrix} (B) \\ \text{住民税率} - \begin{matrix} \text{配当} \\ \text{控除率} \end{matrix} \end{matrix} \right] = \begin{matrix} (A)+(B) \\ \text{+復興特別所得税} \\ \text{正味税率} \end{matrix}$$

- (注1) 所得税と住民税の課税所得は同一として計算しています。 (注2) 公募国内株式投資信託の普通分配金に対する配当控除率及び正味税率は上表とは異なります。  
 (注3) 上場株式等の配当等について、譲渡損失・繰越損失がある場合は、「所得税」「住民税」ともに申告分離課税、他の総合課税(事業所得、不動産所得、譲渡所得)または山林所得の損失がある場合は、「所得税」「住民税」ともに総合課税を選択した方が、納税額を減らせる可能性があります。

# 「住民税」の申告スケジュール

- ☑ 「所得税」と「住民税」で異なる課税方式を選択する場合、**納税通知書が送達するまでに**所得税の確定申告書とは別に住民税の申告書の提出が必要となります。
- ☑ 納税通知書の送達は自治体ごとに異なりますが、一般的に5月～6月上旬に送られているようです。



※ 「住民税」について確定申告する必要がある場合（給与以外の所得が20万円以下で所得税の申告不要を選択した社員等）、確定申告期間は上記の受付期間とは異なり3月15日までとなりますので、注意が必要です。

**(注)「所得税」と「住民税」を異なる課税方式で申告する場合の手続き等の詳細については、各自治体にご確認ください。**

# 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等： SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券